

給与水準の適正化等について（平成19年度）

（独立行政法人北方領土問題対策協会）

1. 当法人職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準（年額）の比較指標（ラスパイルズ指数）

対国家公務員（行政職（一））

93.5

対他法人（事務・技術職員）

87.1

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

2. 当法人理事長と各府省庁事務次官との俸給月額比較

各府省事務次官の俸給月額 1,211,000 円

当協会理事長の俸給月額 948,000 円

78.3

3. 当法人役員の報酬

理事（常勤）の報酬月額 592,000 円

理事（非常勤）の役員手当 勤務1日につき、
20,000 円を超えない範囲

監事（非常勤）の役員手当 279,000 円（東京勤務：月額）
185,000 円（札幌勤務：月額）